

平成28年10月17日

総合教育会議 会議録

(平成28年度 第3回総合教育会議)

開会 平成28年10月17日(月) 閉会 平成28年10月17日(月)

午後6時00分

午後7時03分

場所 西宮市教育委員会庁舎3階 大会議室

出席者	西宮市長	今村 岳司	副市長	松永 博
	教育委員長	中原 朗裕	副市長	掛田 紀夫
	教育委員	澄田 新	政策局長	田原 幸夫
	教育委員	辰馬 朱満子	教育次長	山本 晶子
	教育委員	西川 淳	教育次長	加藤 周司
	教育長	伊藤 博章		
事務局	職	氏名	職	氏名
	戦略部長	時井 一成	人事・企画担当参与	八橋 徹
	行政戦略課長	堂村 武史	教育総括室長	村尾 政義
	同 係長	松本 耕太郎	教育総務課長	薩美 征夫
	同 副主査	松原 瑛	同 係長	谷木 陽介
	政策アドバイザー	出島 誠之		
	教育・子供施策推進顧問	前川 豊		
傍聴者数	5名			

開会 午後6時00分

○事務局 それでは、平成28年度第3回総合教育会議を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、会議の出席者に関しまして委員の皆様にお諮りいたします。運営要綱第5条、会議は、副市長、政策局長、教育次長の出席を求めることができるとの規定に基づき、本会議に副市長、政策局長、教育次長が出席することについて、構成員である委員の皆様には御異議はないでしょうか。

○他委員 異議なし。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の傍聴に関しまして委員の皆様にお諮りいたします。地方教育行政法第1条の4第6項では、総合教育会議は公益上の必要があると認められる場合を除き、原則公開と定められております。

本日本日の議題、「大綱について」は、非公開とする公益上の必要が認められないため、本会議を公開することに御異議はないでしょうか。

○他委員 異議なし。

○事務局 ありがとうございます。

それでは傍聴人の方に入らせていただきますので、しばらくお待ちください。

(傍聴人入場)

○事務局 それでは、総合教育会議を始めさせていただきますと存じます。始めに、今村市長から御挨拶がございます。

○今村市長 皆さん、お疲れさまでございます。遅い時間からでございますが、よろしく申し上げます。平成28年度第3回の総合教育会議の開催に当たりまして、御挨拶申し上げます。

本日は、6月14日に続いて、ちょっと日にちが空いてしまっているんですけども、9月20日に予定していたのが、台風のために延期となってしまいまして、日程調整

の都合で本日の開催になりました。本日の議題ですけれども、引き続き、大綱についてでございます。前回の総合教育会議では、本市の教育大綱の素案について御議論いただきまして、素案の確定に至りました。その後に実施いたしましたパブリックコメント、こちらに寄せられました市民の皆様御意見について、大綱へ盛り込むべきかどうか御議論いただき、本日で大綱を確定させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、事務局から資料についての説明がございます。申し上げます。

○事務局　事務局より資料について御説明をいたします。お手元に第3回西宮市総合教育会議の資料がございます。

1 ページをお開きください。パブリックコメントの実施結果でございます。パブリックコメントと記載してございますが、この制度は、市が重要な計画などを立案する際に情報を公表して市民の皆様から意見を募集し、その意見を計画などに反映させる制度のことをいいます。市の計画などに対する賛否を問うものではなく、市が市民の皆様に対する説明責任を果たし、より公正で透明性のある市政を目指すとともに、市民の皆様市政への参画を促進するための制度とされております。

この教育大綱のパブリックコメントにつきましては、本年7月25日から8月24日までの1カ月間で48人の方から93件の御意見をいただきました。1ページの左側、提出人数の年代別内訳をご覧くださいますと、年代別では10代から80代に至るまで御意見をいただき、中でも40代と60代が多くなっております。居住地域別で見ますと、市外在住の方が9人おられました。その下の提出方法別で見ますと、持参が29人となっております。これは29人分をまとめて持参されたものでございます。

その下の意見件数の内訳を見ますと、93件のうち、大綱の表現や周知方法に関する御意見が36件と最も多く、次いで教育大綱の具体的な内容についてと教育に関する御自身の考え方についてが、それぞれ19件と続きました。意見の合計としては9

3件となっております。

次に2ページでございますが、回答につきましては、内容ごとに「①素案に記載、又は反映済み」、「②意見を反映」、「③検討事項」、「④対応困難」の4種類に分類をいたしまして、各御意見欄の末尾に記載しております。

続きまして、3ページをご覧ください。3ページから11ページまでがパブリックコメントに寄せられた御意見でございます。主な項目につきまして、意見項目の順に御説明をいたします。

まず、意見項目でいいますと「教育大綱の具体的内容について」の見出しのついている項目でございます。意見番号の一番上の項目でございますが、これは、お手元に教育大綱の修正前と修正後のものをお配りしております。これを随時見ながら、説明をお聞きいただきたいと思います。【西宮の大人たちへ】の7)は、このような心持ちで近所の子供たちに接してもらえると温かな地域づくりにもつながる。普段、子供に関わっていない大人たちにも伝えていただきたいと思います。ここだけは関わっている「子供」だけでなく社会全体の「子供」と捉え、「子供たち」と表現した方がいいのではないか、という御意見がございました。

これにつきましては、教育大綱でいう「大人」とは、家庭、地域、学校、行政など、子供に関わる全ての大人を指しているということと、大綱には、市政ニュース、ホームページなどの広報媒体でお知らせするとともに、より分かりやすくお伝えする方策についても検討していく、ということで市の考え方をお示ししております。それとともに、「子供」を「子供たち」へ、表現を変更した方がよいのではないかという御意見につきましては、修正をした方がよいと事務局としては考えております。従いまして、回答分類につきましては、「②意見を反映」というところに該当するものと考えています。

続きまして、意見番号2でございます。【西宮の大人たちへ】の3)について、責めないことも大切だが、「認め」という言葉の方が子供と視線や心を合わせるイメー

ジが高まるのではないか、という御意見でございます。これにつきましては、市の考え方では、【西宮の大人たちへ】の1)でお示ししている「子供の挑戦を応援し、見守る姿勢」と併せて、大人が子供の挑戦において失敗をしていることを否定する表現としている、ということで、回答分類としては「④対応困難」としております。

これに関しましては、この総合教育会議でも議論をいただきましたが、あえて否定的な表現で「子供の失敗を責めないこと」を強調しておりますので、素案の修正はせずに回答分類の「④対応困難」に該当するものと考えています。

続きまして、意見番号3、ふるさととは多様であり、ふるさとへの誇りについて、西宮や日本に限定したり、指針を示したりするべきではない、という御意見でございます。これにつきましては、教育大綱は、個々人が持っているふるさとへの誇りや愛着を排除し、西宮や日本への誇りを押し付けるのではなく、現在居住している西宮や日本についても、自然や地域の伝統文化に親しみ、その結果、誇りや愛着を持ってほしいとの願いを込めたものである、ということで市の考え方をお示ししております。

これまでの総合教育会議におきましても、さまざまな施策を通じて、結果として、ふるさと西宮への愛着を育むとの観点から議論を行ってきたことを踏まえますと、この御意見は大綱に一定反映されていると考えております。しかしながら、そうした意図が十分に伝わっていないと考えられますので、今後、大綱を礎として教育・子供施策を実施する上で、自然や伝統文化に親しむ機会を設けることなどを通じて、押し付けではない「西宮への愛着につなげる」との考えから、回答分類といたしましては、「③検討事項」に該当するものと考えております。

次に、意見番号6につきましては、「新しい価値を創造する存在」とあるが、子供はそこにいるだけで許される存在ではないか、という御意見でございます。

これにつきましては、「新しい価値を創造する存在」とは、子供たちを総体としてその未来を拓く可能性に言及したものであって、個々の子供に求めるものではない、ということでございまして、これについては、回答分類の「①素案に記載、又は反映

済み」としております。

続きまして、4ページの意見番号7の「子供が貧困状況に陥らず、健康で文化的な生活を保障する」ことを記述してくださいという項目。それと、その下の、子どもの権利条約にも言及してくださいという項目。それから、11ページの意見番号39、それと同じく11ページの意見番号42、43でございますけど、39につきましては、西宮の教育に関する個別課題をどのように解決するかに取り組むべき。42につきましては、子供の虐待を早期に発見して適切な対応がされるようにしてください。43につきましては、外国籍や、一方の親が外国籍など、さまざまな国をルーツに持つ子供たちを日本語だけの対応ではなく、その子が理解できる言語で、適切に対応や支援がされるようにしてください、という項目でございます。これにつきましては、教育大綱は、社会・教育に関する個別課題への対応を示すものではなく、子供を中心とした西宮市の教育・子供施策の礎であり、教育大綱を礎とする各施策の推進を通じて、その実現に取り組む、ということで考え方をお示ししているところでございます。従いまして、回答分類につきましては「③検討事項」に該当すると考えております。

続きまして、4ページの意見番号9でございますが、西宮の自然や文化とは何を指し、教育にかかる文化や歴史に根ざした西宮らしさが、どのように反映されているか明確ではない、という御意見でございます。この前段の、西宮の自然や文化とは何を指しているかということに関しましては、総合教育会議の協議におきましても、環境学習都市宣言など、他で十分に表現されていることなどから、あえて西宮らしさに関する記載をしないとの判断をしたものでございます。また、後段の、西宮の教育にかかる文化や歴史に根ざした西宮らしさにつきましては、西宮の子供や教育に関わる方々へのヒアリングや西宮の過去の教育理念を確認しつつ解析を行ったという点で西宮に根ざしていると言えるという考えで、これにつきましては、回答分類の「①素案に記載、又は反映済み」として市の考え方を示しているところでございます。

続きまして、5ページの教育大綱全般についての項目でございますが、意見番号1

2につきましては、子供の個性や家庭環境などに配慮する必要がある、という御意見でございますが、子供の個性に関しましては、市の考え方の前段に記載のとおり、【西宮の子供たちへ】に、子供の個性などに着目した1)、自立性・主体性などに着目した2)、多様な価値観を受け入れる力に着目した4)などの記載がございます。

また、子供の家庭環境に関しましては、総合教育会議におきましても家庭環境や発達に関して支援が必要な子供に関する記載について協議をいただきましたが、その際に大綱には自分と違った価値観を尊重することなどが盛り込まれていることから、これについては記載しないという結論、既にそこで触れられているということで、そういう結論に至ったところがございますので、そうした趣旨も踏まえて、市の考え方を記載させていただいております。

続きまして、意見番号13ですが、行政が子供や大人に期待することなどを押しつけるべきでない、という御意見でございますが、これにつきましては、大綱が子供や大人に期待することを示し、広く市民と共有し、今後の教育・子供施策の礎とするものであるという点で市の考え方をお示しさせていただいております。また、「～べき」という表現に関しまして、これまでの総合教育会議の中でも議論になった表現でもございますが、これを読むだけではそのニュアンスまで伝わらないということで説明が必要との御意見がございました。前文の中で、大人は、子供に対して深い愛情をもって接するべき、大人がすべきことは、子供たちが、たくましさ、優しさ、豊かな感性を身に付けることのできる環境を整えること、といった表現に関しまして、この「～べき」という表現に関しまして、この市の考え方の中でこの「～べき」は命令ではなく、大人の役割であることや、強い決意を表すものであることを御説明しております。このため、回答分類は「①素案に記載、又は反映済み」に分類をさせていただいております。

その下、意見番号14に関しましては、漢字二文字の「子供」の表記を漢字の「子」に平仮名の「ども」、もしくは平仮名で「こども」に改めるべき、という御意

見をいただいているところでございますが、これにつきましては、漢字で表記できるものについては漢字で表記する。それと、文部科学省において、平成25年度から公用文書では漢字表記を原則としていることと、常用漢字表の例示として記載があるといった理由によりまして、漢字二文字の「子供」と表記をしているところでございます。従いまして、回答分類といたしましては「④対応困難」に分類しております。

次に、6ページの意見番号21につきましては、「子供」の対象が小・中学生であることは疑問、乳幼児も必要ではないか、ということでございます。これに関しましては、市の考え方の中で、教育大綱の【西宮の子供たちへ】は、小・中学生を中心に西宮市が期待することを示したものであり、教育大綱を礎として教育・子供施策を実施するにあたっては、就学前の子供も対象となると考えている、ということで、市の考え方をお示しさせていただいております。これにつきましては、回答分類の「③検討事項」と分類しております。

その下、意見番号22でございますが、教育大綱の策定後、広く市民に周知が必要である、ということでございますが、これに関しましては、市の考え方の中で、教育大綱を策定した後の周知方法については、市政ニュース、ホームページなど広報媒体の活用に加え、社会教育政策等とも連携するなど、より分かりやすくお伝えする方策についても検討する、ということで記載させていただいております。これにつきましては、回答分類の「③検討事項」としております。

ここで、前回の総合教育会議の中で、より分かりやすくお伝えする方策について、解説やパンフレットなどの作成について御説明をさせていただいたところでございますが、事務局で検討を行っている状況でございます。大変申しわけございませんが、本日、原案をお示しするには至っておりません。今後、随時進捗を御報告させていただきつつ、引き続き、作成に関する検討を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、8ページの意見番号32でございますが、施策の具体的な、というこ

とにつきましては、教育大綱は、子供と大人に期待することを示し、広く市民と共有するとともに、今後の子供を中心とした教育・子供施策の礎とするという中で、大綱を礎として、教育・子供施策を推進する中では総合教育会議において十分協議していくということで、回答分類としては「③検討事項」に該当すると考えております。

その次、9ページが一番上の意見番号33につきましては、これは、大人が子供の育ちに向けてそれぞれの役割を果たせる環境整備が必要である、という御意見でございます。これにつきましては、教育大綱において、「大人」とは家庭、地域、学校、行政など、子供に関わる大人全般を指しており、前文において、大人の役割を、子供たちが、たくましさ、優しさ、豊かな感性を身につけることの出来る環境を整えることとしているというところで、市の考え方をお示しいたしております。

続きまして、10ページが一番上の意見番号36、教育の基本は「家庭」である、という項目でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げた、「大人」とは家庭、地域、学校、行政など、子供に関わる大人全般を指し、大綱を礎として教育・子供施策を推進するにあたり、家庭教育に関する施策とも連携を図っていく、ということで市の考え方をお示しいたしております。

その下、二つ下の意見番号38でございますが、子供の育ちには、家庭だけでなく、地域など広く大人が関わることについて、社会の認識を深めてほしい、という御意見でございます。ここにおきましても、市の考え方としましては、「大人」とは家庭、地域、学校、行政など、子供に関わる大人全般を示している。策定した教育大綱は、市政ニュース、ホームページなどの広報媒体で、保護者や地域の方々にお知らせするとともに、より分かりやすくお伝えする方策についても検討してまいります、ということで考え方をお示しいたしております。これについては、回答分類の「③検討事項」と分類しております。

項目についての御説明は以上でございますが、パブリックコメントに寄せられた御意見の回答分類別の集計を2ページに記載しております。「①素案に記載、又は反映

済み」という項目が19件、「②意見を反映」が1件、「③検討事項」が14件、「④対応困難」が9件となっております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

○今村市長　いただいた御意見への対応について、事務局を通じて御説明申し上げましたけれども、パブリックコメントに寄せられた市民の皆さんの御意見について、御質問や御意見がございましたらお願いします。

今の事務局の説明をちょっと補足させていただくことがあるとすれば、広報についてですけど、パンフレットを作るのか、ウェブに載せるのか、何かをするのかみたいな話についても、実際、これをどういう場面で、どういう人が、どういうふうに使うんでしょうねということをもうちょっとしっかりとイメージしないと。詳しいパンフレットが要るのか、簡単なパンフレットが要るのか、カードが要るのかみたいな話とかっていうのも、こういうふうに使ってほしいねという議論をちゃんとしてからの方がいいかなと。とりあえずパンフレットを作るとかで、一体、これを何に使うんですかとなるよりは、こんなふうに使いましょうねと議論した後の方がいいのかなと。思っていて、早速作ってみましたとか、たたきはこれでどうですかみたいな話は今の時点ではちょっと拙速かなと思って今は止めております。

修正をさせていただいた点ですが、ご説明は大丈夫でしょうか。伝わりましたでしょうか。

○辰馬教育委員　はい。

○今村市長　はい、辰馬先生。

○辰馬教育委員　以前、定例会の時でも、修正前のものを拝見させていただいて感じたことを申し上げたのですが、3番「ふるさととは多様であり」というものと、9番に対して感じたことを申し上げます。

○今村市長　どこですか。

○辰馬教育委員　パブリックコメントの意見番号3と9です。恐らく、これは大綱

の6)に関する御意見だと思えます。

意見番号3に関しては、ふるさとへの誇りとか愛着の部分押し付けているのではないかというようなイメージを持たれた方の御意見であり、一方、意見番号9は、むしろ、西宮らしさというものを明確に出した方がいいのではないかという、ある意味対照的な御意見が出ているというのも、やはり、人それぞれの捉え方があり、大綱の真意を御理解いただくためには、何らかの形で補足説明が必要なのかなという印象を受けました。この意見番号3に対してのお答えですけれども、最後を、「誇りや愛着を持ってほしいとの願いを込めたものです。」ということで結んでしまうと、先ほどの御説明による市としての姿勢は十分理解できるのですが、やはり、結果として、この文章だけをご覧になった方は、どうしてもやや押し付けがましいという印象を持たれる恐れがあるのではないかなと思えました。

もちろん、結果として、愛着を持つことにつながる場合があると思いますが、まずは、今いる地域のことをより深く知ることであったり、今ある豊かな自然や恵まれた環境が、先人達の努力であったり、様々な取り組みによって今あるということを知ってほしいという気持ちも多分にここに込められていると思うのです。

これは、例えば、その子供が将来的に別の地域に移るとしても、場合によっては、日本を離れて世界の中で活躍することがあったとしても、自らが生まれ育った地域のことに関心を持ち積極的に知ろうという姿勢を持ったことが、自然に子供たちの中に核となるアイデンティティを育み、将来への自信につながるのではないかと思います。一方、西宮以外に故郷を持つ子供たちにとっても、こういった環境の中で学ぶことによって、翻って自らの故郷を尊ぶ気持ちにつながるのではないかと思います。まずは地域のことを知る。そして、意見番号9へのお答えに関しても、これとつながっているかもしれないですけれども、地域行事や伝統的なお祭りへの参加というのも積極的に行うことによって、いろいろな世代、立場の人と関わり、交流をすることを通じ、非常に学ぶことも多いと思えますし、そういったことも含めて、広い意味のことなの

で、最終的に、「誇りや愛着を持ってほしいとの願いを込めた」という言葉で結ばない方がいいのかなと思いました。

○事務局　事務局からこの表現について御説明させていただきますと、この中で「その結果」という言葉を付け加えさせていただいたんですけれども、「自然や地域の伝統文化に親しみ、誇りや愛着を持ってほしい」という終わり方ではなくて、結果として誇りや愛着につながってもらいたいというようなところでの表現、御意見を踏まえて修正をさせていただきました。

○今村市長　現に辰馬先生がおっしゃったように、意見番号3も9もあるわけです。一つのものについて、好きと思う人、嫌いと思う人がいたり、主張がいろいろあったりするのは当然だと思っていて、そこで辰馬先生は説明が要るのかなとおっしゃったけど、むしろ、それはしないべきかなと思っています。これをどう解釈するのかを考えること自体が大人にも子供にも求められるべきなのかなと思うし、これだけいろいろ練ってきているわけですから、あんまり突飛なものは入れてないはずで、「ふるさと」とは一体何でしょう、「ふるさとへの誇り」とは一体何でしょう、それを持つとはどういうことだろうということをそれぞれが問うこと、そういう問いかけを生むこと自体に値打ちがあるのかなと。「ふるさと」というのはこういうものでしょう。皆さん、わかりましたか。「ふるさとへの誇り」ってこれでしょう。だから、それを持ってほしい、という説明を付けるとか。それを押し付けないので、それは何とかしてくださいとわざわざ言うとか、何かそういったことをせずに、大人、子供がそれについて考えたり、議論しようとしたりすること自体の余地を残さないとあまり値打ちはないのかなとむしろ思いますね。

○辰馬教育委員　誇りや愛着というのがどういうものか、という説明を加えた方がいいという意味ではなくて、ここで申し上げたかったのは、まずは今の自分があるのは、過去の歴史の積み重ねや、先人達がこの地域にどうやって関わってきたかの結果の上にあるということを知ることが大切なのかなと思ったんですね。

それと、28年度の全国学力・学習状況調査でも、やはり、以前から気になっていたのですけれど、地域への行事の参加が、依然として西宮の子供たちは全国と比べても非常に低いという結果が出ているということを踏まえても、この大綱の真意が伝わることによって、子供たちが地域の行事などにも積極的に参加し、地域の人々との交流の場がより増えることにつながればよいと願っています。これは、ここに補足説明を書き込むことではなくて、この意見番号9の御意見に対しても、この大綱の真意に基づくと、しっかり西宮らしさを反映することにもつながるんですよということを、今申し上げたことも含めて、お伝えする機会があったらいいのかなと思った次第です。

○今村市長　　実は、教育大綱自体ができ上がったとしても、教育大綱自体で別に何を生んでいるわけでもなくて、我々は教育大綱に基づいて施策展開をしていくべきなので、ぜひ、次回以降は、これをどういう事業であるとか、取り組みであるとかに活かしていきましょうというのは、議題としてずっとやっていきたいと思っています。だから、辰馬先生がおっしゃったように、これをどういうふうな機会を作って、行政側として、教育委員会として、市役所として、市長部局として、何か作っていきましょうみたいなことは、引き続き議論をする余地は全然あると思います。

○西川教育委員　　はい。

○今村市長　　はい、西川先生。

○西川教育委員　　6) でちょっと感じたことなんですけど、西宮や日本、自然や伝統文化、それから、次でいうふるさととはイコールではない場合があるのではないかなと思うんです。例えば、西宮は住みたいまちナンバーワンということで、よそから流入してくる人たちが結構いらっしゃるわけで、そうすると、前に住んでいたところはその人にとってはふるさとである。だけど、現時点では西宮に住んでいるんだから、西宮の自然や伝統文化にも親しんでほしい。でも、前に住んでいたふるさとへの誇りも忘れないようにしてほしい。そういう解釈かなと思います。日本というのも、実は、アメリカ、中国、韓国などの外国の方からしてみれば、「ふるさと」は自分の生まれ

育ったアメリカ、中国、韓国であるわけですよ。でも、現在は西宮に住んでいる。この人が、日本国籍を取る、取らないは別にして。そうすると、当然、その人には日本の伝統や自然について理解してほしいけれども、自分の生まれ育った国への誇りも持ちましょう。こういう解釈でいいんじゃないかと思うので、その辺は、人それぞれ違うと思います。西宮で生まれ育って、西宮で一生を送る人は「ふるさと」と西宮はイコールですけど、そうでない人も結構いると思います。それは多様に解釈すればいいんじゃないかなと感じています。

○今村市長 ありがとうございます。ほかにもどんどん御意見をいただければ。

○澄田教育委員 では、二つほどお願いします。

○今村市長 はい、澄田先生。

○澄田教育委員 一つは西宮市教育大綱の修正前と修正後の部分ですが、修正後、【西宮の大人たちへ】の3)で、「挑戦による失敗を責めず」とありますが、これを「認め」にするのかといった議論があったような気がするんですが、「認め」を無くして「責めず」にしたんだったんですか。「責めず」という言葉より、「認め」の方が個人的にはいいなと思っておりますので、そこを決めた理由を教えてくださいたいのが一つ。

二つは、意見番号13、先ほどの説明も詳しく聞かせていただいてよくわかりました。意見番号13ですが、ちょっとこだわり過ぎている感じはあるのですが、教育大綱の中で私として少しこだわったのは「～べき」という部分で、この説明はわかりませんが、この説明をいわゆるパンフレットに載せるわけでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○今村市長 まず後者の「～べき」からお話ししますと、これはこういうふうを受け取らないでねとか、いっぱいそういった説明を付けたものを用意するのはそれほど意味があるとはあまり思えないという議論を実は事務局内でしました。なので、この「～べき」というけど押し付けていないよ、これは大人の役割であることを強い決意

として表しているよ、みたいなことを書く意味があまりないなど。だから、それをどう感じるかもそれぞれですし、それをこう感じないでねとか、こう感じてねということの説明書きをするつもりはないので、こちらとして押し付けているわけではないので、押し付けると感じる人もいないけれども、押し付けているわけではないので、別にその説明は不要かなと思いました。

澄田先生がおっしゃったように、我々としても、この失敗を「認めよう」という記述よりは失敗を「責めないでおこう」という記述の方がいいだろうというのは事務局サイドと整理しましたし、議論もしたと思うんですが、事務局にその整理はありますか。

○事務局　　ここの項目につきましては、子供の「挑戦による失敗を責めず」という、あえて否定的な表現を使うことで、子供の失敗を責めないことを強調する意図がございまして、こういう表現を使うと判断しております。

○澄田教育委員　それぞれの判断があるのかと思います。私個人としては、「認め」という方がいいなと思います。それと、「～べき」はそれぞれの考え方に任せるといったときに、教育大綱、もちろん文章とかいろいろな思想というのは、それぞれの方が慮って動くんだらうと思いますが、これを読むのが小学生、中学生が基本と、大人も見るとは思うけど、任せていいのかと思います。例えば、大人に任せるんだらうけど、小学生、中学生あたり、特に、小学校高学年ぐらいに「～べき」は決定なんだという印象を与えるのではないかと考えています。もちろん、西宮市の行政として、教育委員会として、そう決定することもありだとは思いますが、小学生への印象としては、命令できたかという印象を持つのではないかと考えています。私の意見を言わせていただきました。

○今村市長　　はい。他にございますか。

○伊藤教育長　　はい。

○今村市長　　はい、伊藤先生。

○伊藤教育長　パブリックコメントでたくさんの御意見をいただきましたが、多くの御意見は既に総合教育会議もしくは教育委員会後の懇談会の中でも話題になったことであり、2ページの分類でいえば、「①素案に記載、又は反映済み」に分類するのか、「③検討事項」に分類するのか、「④対応困難」に分類するのか、非常に難しいところだと思うんです。その中でも、3ページの意見番号1は、「②意見を反映」という対応。これは、当然だから。逆にいうたら、3ページの意見番号3というふうな「指針を示したりするべきでない」とか、先ほどの5ページの「押しつけるべきでない」というふうな御意見。これが、例えば、回答分類として、「③検討事項」でよいのか、「①素案に記載、又は反映済み」でよいのか、その辺はちょっと私は疑問が残るんですけど、だからどうしたらよいのかということは、逆に事務局がこういうふうに分類してくれたわけですが。例えば、「③検討事項」の場合は、本当に検討事項なのかなという、そういういろんなところで、これ自体が市民に公開されるようなものではない。それこそ、市議会に対してこういうふうに最終的に反映しましたと提示するわけですけど、市民のこの御意見に対してどういうふうに対応をしましたという回答分類のところで少し、ちょっと首をかしげるようなところがありました。

○今村市長　この検討事項というのは、そういう書き方がよいとか、そういう教育大綱にするのかを検討しますというよりは、この2ページに書かせていただいた理由は、これを何かに使っていくわけですから、何か事業をしたりとか、そういうときに、そういう誤解を生む可能性もありますねとか、そういう人もいますよねということに配慮して事業にしていくということです。ものはこれでよい、大綱はこれでよいとして、それを何か事業にするときには、配慮し、検討した方がいいんじゃないでしょうかね。そういう意味で検討事項ということだと思います。だから、引き続き、本当にこの教育大綱の文言でよいのか検討しますというよりは、これをさらに事業へ落とし込む段階において、課題として認識して、検討をしていかないとだめですねというふうな捉え方をしているというか。

○伊藤教育長　　しつこいですけどね。例えば、5ページの意見番号13の「押しつけるべきでない」。そういう御意見に対して「①素案に記載、又は反映済み」だと。それと、すぐ下の意見番号14の「改めるべき」。これは「④対応困難」だと。確かに意見番号14はそれでよいと思うんですけど、意見番号13なんて「押しつけるべきでない」。いやいや、そうじゃないですよ、うち是这样考えてますよと。そもそも、市長が言われたような施策を進めていくんだったら、そこは尊重しますよというスタンスで言えば、「③検討事項」でもよいかかと。

○今村市長　　「③検討事項」でもいいですね。

○伊藤教育長　　そういうふうな気はするんですけど。

○今村市長　　伊藤先生がおっしゃったように、実際、「①素案に記載、又は反映済み」なのか、「③検討事項」なのか、「④対応困難」なのかはすごく難しいですね。

○伊藤教育長　　難しいですね。

○今村市長　　実際、「②意見を反映」なのか、「②意見を反映」ではないのかぐらいの差しか形上は出てこないわけで、現実的に反映したのがこの「②意見を反映」だけなので、それはおっしゃるとおりだと思います。そういうので言うと、「①素案に記載、又は反映済み」か、「③検討事項」か、「④対応困難」に分類はしたけれども、果たしてどうしようというのを、こういう御意見をいただいたということも踏まえて、この意見だけではなくて、現にこれに至るまでにこちらでなされた議論も存在しているわけで、それは事業として作っていくときには全てを頭に置いておくべきですから、同じように、いただいた御意見としてお伺いしておきましょう。明確に「④対応困難」、それはちょっと考え方が違うなとか、もし、仮に意見が出てたことがあったとしても、それは違いますよと否定されてしまっているものもあると思うのですけれども、「①素案に記載、又は反映済み」と「③検討事項」が難しいかもわかりませんね。ほかにございませんか。

○澄田教育委員　　私からちょっと。

○今村市長 はい、澄田先生。

○澄田教育委員 これも何度も言っていますが、この教育大綱と限定した場合、この間の会議でもちょっと教えていただきましたが、この会議の中で英訳にするとか、言っただけならばと思いますけれども、ほかの外国の言葉、西宮市が関わっているところ、教育委員会もしくは市の行政として、大事にやっているんだということを伝えるという作業が大事なのではないかと思います。

○今村市長 それはやった方がいいですね。

○事務局 そうですね。これに関しては、現在、市民の方々への周知がまだ固まっていない状況ですので、それができた時点で、その次のステップとして、前回の総合教育会議でも御議論いただきました外国語に翻訳するという部分、英語以外の言語も含めて翻訳するという部分は検討していきたいと考えております。

○今村市長 言語が変わるとニュアンスが全然変わりますからね。確かに、この書き方で英語的にはそれっぽいけど、英語文化で育った人が、こういう感覚を持つかしらとか、そういう英語文化で育った人からしたら、こういう誤解を生みやすいのかというフィルターをさらにかけたほうがいいのかもわからない。日本語文化で育った日本人だけでほぼ作ったものなので、もしかすると、正確な英訳とか、正確な中国語訳はもう無理なのかもわからない。ただ、近い意味のものは調整可能かなと。

○澄田教育委員 ぜひ、お願いしたいと思います。

○今村市長 わかりました。ほかにも御意見はございますか。なければ、事務局の方で何か整理することがあればお願いします。

○事務局 辰馬委員からお話がありました、意見番号3の終わり方については、「その結果」という言葉を付け加えたということによろしいでしょうか。

○辰馬教育委員 私の印象をお伝えしただけですので。大綱自体に、「ふるさと」をこういうふうに持ちましょうというのがあるので、あえてここでもう一度そこで結ぶ必要はないかなという。恐らく、その言葉に引っ掛かった方がいらして、こういう

御意見が出たのかなというふうに私としては考えましたので、そういったイメージを持ったということをお伝えしたかったわけなんです。

○事務局　あと、5ページの意見番号13の回答分類について、これは「①素案に記載、又は反映済み」か、「③検討事項」か、というところ。

○今村市長　もう一回見てみましょうか。「①素案に記載、又は反映済み」と「③検討事項」ね。例で、意見番号13のことを出していただいたけれども、ほかも同様のことを見ていくと、「①素案に記載、又は反映済み」なのか、「③検討事項」なのかというのが出てくる可能性はあるのかなと。

○事務局　議論の中で出てきたのは、意見番号3と意見番号13についてですが。

○中原教育委員長　回答の分類というのは、何か基準があるわけですか。どういうことは「①素案に記載、又は反映済み」にする、「②意見を反映」にする、「③検討事項」にする。そういうのが明確であればわかりやすいのかなと。

○事務局　市長からお話がありましたとおり、2ページの内容の部分に照らして、例えば、今後、具体的に施策を進める中で、具体化していくものについては「③検討事項」に振り分けをしておりますし、そのような振り分けはここに書いております。一般的にパブリックコメントを行う中で、回答についての分類をすると、大体こう決まっております。

○今村市長　では、このパブリックコメントだけこの内容と書いている列のところをいじるのはあまり適切でないということですね。

○事務局　そうですね。

○今村市長　どの意見が「①素案に記載、又は反映済み」に振られましたか、「③検討事項」に振られましたかというのは変えるにしても、この内容のところを変える意味はない。

○事務局　そうですね。はい。

○今村市長　なるほど。だから、これを触るというよりは、パブリックコメント一

般に関する対応。パブリックコメントという制度がいつまであるかどうかはわかりませんが。

ほかに整理することはありますか。

○事務局 ありません。

○今村市長 それでは、この議論をもって教育大綱は確定とさせていただきます。

続いて、事務局から今後のスケジュールについて御説明申し上げます。

○事務局 事務局から今後のスケジュールについて御説明いたします。

本日、教育大綱が確定したことを受けまして、11月中を目途に議会において所管事務報告を行いたいと考えております。併せまして、市政ニュースにおきまして、パブリックコメントの実施結果を公表いたします。

次に、次回の総合教育会議でございますが、年明けの1月下旬から2月にかけて開催できればと考えております。改めて事務局から日程の調整をさせていただきますので、よろしく申し上げます。事務局からは以上でございます。

○今村市長 これまで、6回にわたる総合教育会議をさせていただき、皆さんからたくさん意見をいただきました。何とか、この形で確定させることができましたけれども、大事なのはこれを使って何をしていくんですかということだと思っています。次は、改めてこの教育大綱の活用方法とか、事業や施策への展開について、思っちゃっていいこと、こんなふうにしたらいよいよねとか、先ほど澄田先生が改めておっしゃっていただいた、ほかの言語に翻訳したのも作成するべきじゃないですかというのも、本当にそれだと思っていまして、そういう活用方法とか展開について、それぞれ、一言ずつコメントをいただければと思います。どちら様からでも結構です。

○伊藤教育長 はい。

○今村市長 はい、伊藤先生。

○伊藤教育長 大綱の中にも書かれていますように、この大綱が施策の礎ということで、逆にいうと、この大綱に位置付く西宮市の施策、どれがどれに位置付いている

んだということをしっかり整理してほしいなという思いはあります。ただし、子供に関する施策は山ほどあります。もう子供の施策は、どの項目についてももしっかりやっているという思いを私は持っています。逆にいうたら、大人向けのメッセージ、これはどんな施策というと非常に「うーん」というのが正直な思いとしてあります。だからこそ、先ほどから話題になっている大人へのメッセージという意味でも、啓発イコールパンフレット、やっぱりそういうものもこれからしっかり作っていかなければいけない。それが一つ、大事な仕事になるのかなとは思っています。

以上です。

○今村市長　伊藤先生がおっしゃっていただいたように、これは本当にそうなんです。子供に向けての施策というのは、学校というのがそもそもありますし、展開としては、これを展開することができる、例えば先生たちとかたくさんいると思うんです。確かに、大人に対してどういうふうにかこれをとというのは、例えば、パンフレットを作ったとしても、本当にこのメッセージを伝えたい人たちはパンフレットを見ない人たちだったりすると思うんです。となれば、教育大綱を作ったぞ、だからみんな大事にしてね、みたいな政策よりは、市がやっている施策に練り込んでいく的なことをしないと、本当に伝えなければいけない人たちには全然伝わらないだろうなと思います。ひいては、その子供たちにも伝わらないだろうなというのは実際思っています。確かに、大人向けのメッセージをどうしていくかというのが大事というのは本当にそうだと思います。ありがとうございました。

ほかの先生方からも何かございますでしょうか。

○西川教育委員　はい。

○今村市長　はい、西川先生。

○西川教育委員　大人というのは家庭の中でもお父さんとお母さんがいますよね。

○今村市長　含まれますね。

○西川教育委員　家庭の教育方針と合えばよいけれども、違う場合も結構あるかと

思うんですよね。例えば、挑戦による失敗を責めず、子供の判断を尊重しない家庭もあるわけで。

○今村市長　　ありますね。

○西川教育委員　　ですよね。そういうのをどういうふうにしていくかという極めて難しい話だなと思いますね。だから、何か施策があれば、それが例えば、【西宮の大人たちへ】の4)に当たるとか、5)に当たるとか、そういうふうな関係で、これに当たる施策を作るというよりも、施策を先に作って、それをこっちに当てはめていくというような流れも必要かなという感じはしています。

○今村市長　　今、西川先生がおっしゃっていただいたこともそれぞれだなと思っていまして、例えばですけど、この問題に限らないですが、食育とかの議論を考えたときに、例えば、意識が低い、子供にこんなものを食べさせますかみたいな家庭もあれば、逆に、情報収集し過ぎて、何がだめ、これはだめ、こうこだわらなきゃだめと、むちゃくちゃがんじがらめにしてしまっているような家庭もあったりして、子供全般について、その両極端にどンドンなっているんじゃないかしら。よく議論が出た、過干渉なタイプと完全に放置という無関心なタイプがあるのではないかと。そんな中で、行政として、構うんですとってむちゃくちゃ構うとか、逆に、放っておいたらいいとって完全に放置しているとかに対して、行政がメッセージをこうやって出すこと、西宮がこういう教育を大事にしているんですということをメッセージすることは、それぞれの家庭の独自の考え方があるにせよ、何か意味があるのかなとは思いますが。何も、これに揃えてくれとか、それじゃないのはおかしいと言うつもりは毛頭ないわけですし、さっきもあったように、押し付けるつもりはないわけなので。

○西川教育委員　　ちょっと、すり合わせるとか、寄り添っていく中でね。

○今村市長　　そういう議論を、それぞれの家庭とか、親御さんが見て、何か思ってくれたりすること自体に意味があるのかなと。

○澄田教育委員　　はい。

○今村市長 はい、澄田先生、お願いします。

○澄田教育委員 私も同じことを違う言葉でいえば、人間とは何かとか、生きるとは何かをここで提示してやるかたちになっていけばいいな、なって行ってほしいなという気はします。

○今村市長 本当にそうですね。何かいろいろ問うてほしいですよ。ありがとうございます。ほかに先生方ございませんか

○中原教育委員長 はい。

○今村市長 はい、中原先生、お願いします。

○中原教育委員長 活用方法を行政が考えて提示することも大切だと思うんですが、どのように活用できるかということをお子さんや大人に考えてもらう、この教育大綱がそんなツールになればいいなと思うんですよ。例えば、教育施策を募集するとか、アイデアを募るなど、そういうことへの活用が可能ではないかと思います。

○今村市長 ありがとうございます。辰馬先生はございますか。

○辰馬教育委員 【西宮の子供たちへ】というのがありますよね。これ、教育長がおっしゃったように、もちろん、今までの施策の中で子供に対することは、既にいろいろやっているんですけども、子供がこれを見たときに、文章的には理解できると思うんですが、これが実際にどういうことなのか、どういうことをしたら、これに当てはまるのかというのってやっぱり、子供の場合はぱっと具体的に思い浮かばなかったり、小学校の低学年が見たら難しく思ったりというような内容だと思うんですね。ですから、特に【西宮の子供たちへ】という部分においては、子供に具体的にどういうことをしていけばいいのか、先ほどの、本人が考えるという御意見もごもっともなんですが、少し示してあげるツールなり、何かあればいいなと思いました。

【西宮の大人たちへ】に関しては、これに基づいて新たな施策をとるのではなく、今、既にやっていること、小さなことでも、地域で一生懸命取り組んでらっしゃることとか、そういったことも含めて、それが、この中のどれに結びつくのかということ

を考えてこういった教育大綱ができたので、これはこの事業に結びついているのもっと一生懸命皆さんで取り組んでいただけますかという、注意というか、気持ちをこう喚起させるとか、そういう従来のことと結びつけていく作業も大切なのかなと思いました。

○今村市長 【西宮の子供たちへ】という場合は、成熟するにつれて、こういうものの解釈とかもどんどん成熟していったり、変わっていくこと自体が僕は成長じゃないかなとは思いますがね。「ものごとを鵜呑みにせず、自分で判断し、自分の言葉で自分の考えを表現しましょう」ということはこういうことちゃうかというふうにあの時は思っていたけども、ああではなくてこうすることが「ものごとを鵜呑みにせず、自分で判断し、自分の言葉で自分の考えを表現しましょう」ということじゃないかしらと、どんどん成長していくみたいなものが起これば、より値打ちがあるなと思えますね。

ほかにも何か追加でございましたら。ないでしょうか。

それでしたら、今後は、改めておっしゃっていただいたように、この教育大綱を礎として、子供を中心とするさまざまな施策を市長部局と教育委員会がしっかり協力して実施していきたいと思っております。次回以降の総合教育会議においては、どんな課題がありましたかということとか、この市長部局と教育委員会の所管にまたがるような課題も引き続きここで議論させていただければありがたい。何と言っても、もっと具体的にこれを活用するに当たって、落とし込んでいくような議論とかを事務局の方から種を出していただいて、皆さんの御意見をいただいたりとかもさせていただければありがたいと思っておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

会議終了後、速やかに議事録を作成いたします。後日、教育委員長は、確認の上、署名をお願いいたします。

最後に、中原先生から一言、よろしくお願いいたします。

○中原教育委員長 どうもお疲れさまでした。熟議を重ねて、本日、大綱が確定し

ました。一つのマイルストーンが達成できたのかなと思っています。今後はこの大綱が絵に描いた餅になることなく、西宮教育理念の実現に向けた原動力になればいいなと思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○今村市長　それでは、閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会　午後 7 時 0 3 分